

所得証明書のコンビニ交付10円キャンペーンを実施します！

千葉市では、住民票の写しや印鑑登録証明書に比べ、コンビニ交付サービス（以下、「コンビニ交付」）の利用率が低い市・県民税所得証明書について、市民の利便性向上と利用促進を図るため、期間限定で発行手数料を1通250円から10円に引き下げるキャンペーンを実施しますので、お知らせします。

1 キャンペーンの対象

令和8年度（最新年度）の市・県民税所得証明書

2 発行手数料

市・県民税所得証明書のコンビニ交付に係る発行手数料を、通常1通250円のところ、キャンペーン期間中は10円とします。

3 実施期間

令和8年6月10日（水）～8月31日（月）
（利用時間6：30～23：00）

4 利用できる方

コンビニ交付の利用日に千葉市内に住所があり、マイナンバーカードをお持ちの方

5 利用できるコンビニエンスストア等

マルチコピー機の設置された全国のコンビニエンスストアでご利用できます。（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど）

6 利用方法

利用者証明用電子証明書をつけたマイナンバーカードを持参し、マルチコピー機（コンビニ端末機）のメインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内に従って操作を行います。端末操作の際には、登録した暗証番号（4桁の数字）の入力が必要です。

<参考>

1 コンビニ交付サービスとは

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付き）を利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機から、住民票の写し等の公的証明書を取得できるサービスです。

コンビニ交付は、全国の主要なコンビニエンスストアで利用でき、土日・祝日を含む毎日6：30から23：00まで（年末年始・システムメンテナンス時を除く）証明書を取得できるほか、窓口での待ち時間が不要で、手数料も抑えられる利便性の高いサービスです。千葉県では、平成29年1月からコンビニ交付を開始しました。

※千葉県では戸籍証明書の取得は平日9：00～17：00となります

2 千葉市のコンビニ交付で取得できる証明書と交付手数料

証明書	コンビニ交付 手数料	窓口交付 手数料
住民票の写し	250 円	300 円
印鑑登録証明書	250 円	300 円
市・県民税所得証明書	250 円	300 円
戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書	400 円	450 円
罹災証明書・被災証明書	10 円	無料